

## 第2章 ISO/TC232（非公式教育・訓練のための 学習サービス）の動向



## 第2章 ISO/TC232（非公式教育・訓練のための学習サービス）の動向

### 第1節 経緯

#### 1-1 ISOでの取組み経過

- (1) 2006年2月 DIN（ドイツの標準化機関）から教育サービスの標準化に関する提案
- (2) 2006年11月 ISOにおける投票の結果、TC232が設立される
- (3) 2007年3月 第1回TC会合（ベルリン）
  - ・TC232の方向性や適用範囲について協議
  - ・市場や既存の国家・国際規格について調査するためにアドホックグループを設置
- (4) 2007年11月 第1回WG1会合（ベルリン）
  - ・アドホックグループによる市場調査の中間報告
  - ・ドイツより作業原案（WD：Working Draft）が提出される
  - ・学習サービス組織、学習サービス事業者のコンピテンシーとスキル、学習プログラムとプロセスのサブグループに分かれて協議
- (5) 2008年4月 第2回TC会合・WG1会合（フィラデルフィア）
  - ・アドホックグループによる市場調査の結果報告
  - ・学習サービス組織、学習サービス事業者のコンピテンシーとスキル、学習プログラムとプロセス、アセスメントと評価の4つのサブワーキンググループに分かれ、それぞれに関する要求事項について協議
- (6) 2008年11月 第3回WG1会合（シドニー）
  - ・アドホックグループが実施した各国の状況調査の最終結果報告
  - ・委員会原案（CD：Committee Draft）を作成
    - ⇒日本の教育訓練に関する質の保証システムとして、（独）雇用・能力開発機構の教育訓練ガイドライン（図2-1-2参照）を報告。
    - なお、ISO規格化の流れと機構版教育訓練ガイドラインとの関わりは、図2-1-1「ISO/TC232と機構版教育訓練ガイドラインの関わり」を参照。
- (7) 2009年3月 第3回TC会合・第4回WG1会合（東京）
  - ・各国の委員会原案（CD）コメントを協議
  - ・国際規格案（DIS：Draft International Standard）原案を作成
  - ・DIS原案には校正作業が必要だが、内容については可決
- (8) 2010年1月 第4回TC会合・第5回WG1会合（ロンドン）
  - ・最終国際規格案（FDIS：Final Draft International Standard）の段階へ向け、ISO/TC232WG1で作成されたコメント決議を含む

ISO/DIS 29990の承認。

- 参加国（2009年12月時点）は、ドイツ（DIN）、オーストラリア（SA）、オーストラリア（ASI）、ブルガリア（BDS）、カナダ（SCC）、中国（SAC）、フランス（AFNOR）、アイルランド（NSAI）、日本（JISC）、ケニヤ（KEBS）、韓国（KATS）、ルクセンブルグ（ILNAS）、マレーシア（DSM）、オランダ（NEN）、ポーランド（PKN）、ロシア（GOST R）、スペイン（AENOR）、アメリカ（ANSI）、イギリス（BSI）、デンマーク（DS）、フィンランド（SFS）、メキシコ（DGN）、モロッコ（SNIMA）、ルーマニア（ASRO）、南アフリカ（SABS）、スウェーデン（SIS）、スイス（SNV）、トルコ（TSE）、ウクライナ（DSSU）の29か国である。

●一般的に、ISO国際標準作成のステップは、次のように進められる。

- ①新事業項目（NP：New work item Proposal）の提案
- ②作業原案（WD：Working Draft）の作成
- ③委員会原案（CD：Committee Draft）の作成
- ④国際規格原案（DIS：Draft International Standard）の照会及び策定
- ⑤最終国際規格案（FDIS：Final Draft International Standard）の策定
- ⑥国際規格（IS：International Standard）の発行



図 2-1-1 「ISO/TC232 と機構版教育訓練ガイドラインの関わり」

機構版教育訓練ガイドライン概要

別添1



図 2-1-2 （独）雇用・能力開発機構版教育訓練ガイドライン概要

1-2 国内の審議委員会

- (1) 2007年12月20日に、学識経験者、民間教育事業者等で構成される人材育成と教育サービス協議会（会長 野島久雄 成城大学教授）が日本工業標準化調査会（JISIC）から国内審議団体としての承認を受ける。
- (2) 2009年度から国内審議委員会に企画・調査分科会が設置され、委員として職業能力開発総合大学校能力開発研究センターから1名が委嘱される。

## 第2節 ISO/TC232 の概要

ISO/TC232において議論されているDIS29990の構成は以下のとおりである。

### 1 適用範囲

本規格は、非公式教育・訓練の学習サービス及び学習サービス事業者の基本要求事項を明記する。

### 2 用語及び定義

- 協力者（プロバイダーの内的組織、その他）、
  - サーティフィケーション（到達度、能力レベル、学習プログラムの修了を示す証明）、
  - コンピテンシー（活用・習得された実証可能な知識、スキル、行動様式、ノウハウ）、
  - 継続的な専門的能力開発、○カリキュラム、
  - ファシリテーター（教師、トレーナー、コーチ、チューター、メンターなど）、
  - 学習者、○学習、○学習サービス、
  - 非公式教育（制定及び認定された公式な初等、中等、高等教育システム以外の組織化された教育活動）、○品質方針、
  - スポンサー（企業、政府系機関、親戚などの学習者へ経済的又はその他の支援を提供する組織・個人）、
  - ステークホルダー（学習サービス及びその管理体制、成果、プロセス等に対して直接的又は間接的利害を有する組織・個人）、
  - 学習の転移（元々の学習環境外において学習を応用する能力）
- など 18項目の用語の定義

### 3 学習プログラム及びプロセス

- 学習ニーズの確定
- ステークホルダーのニーズ
- 学習内容とプロセス
- 学習サービス設計
- 学習サービスの目的及び適用範囲の明確化
- 学習の転移に対する支援及びモニタリング方法の明確化
- カリキュラムプランニング
- 学習サービスの提供

- 情報及びオリエンテーション
- 学習リソースの利用可能性の確保
- 学習環境
- 学習サービス提供のモニタリング
- 学習サービス事業者によって行われる評価
- 学習の評価
- 学習サービスの評価（ニーズ、実行性、正当性、正確性）

#### 4 学習サービスプロバイダー（LSP）の管理

- 一般管理要求事項
- 経営戦略と管理、展望と使命
- 経営者による見直し
- 予防措置及び是正措置
- 財務管理及びリスク管理
- 人材管理
- LSPのコンピテンシー、パフォーマンス管理、専門的能力の開発に対する評価
- コミュニケーション・マネジメント（内部／外部）
- リソース
- 内部監査
- 利害関係者のフィードバック

（付録A） ビジネスプランの項目 品質方針の文書化、ビジネス・品質の方針と管理、品質目標、品質の計画と市場調査など

（付録B） 経営者による見直し項目

（付録C） 是正措置と予防処置の取組項目

（付録D） コンピテンシーモデル（パーソナル、テクニカル、ビジネス）

注）本内容については、ISO国際標準作成のステップDIS段階での内容である。詳細については、ISOより原文で販売しているので購入し確認を願いたい。なお、現在（平成22年3月時点）の作業段階は、FDISへ移行しており、内容的に変更されることが考えられる。

### 第3節 ISO/TC232 の論点

#### 3-1 プロセスとスタッフの基準

学習サービスのプロセスについては、PDCAサイクルを確立し、文書にて管理する内容になっている。

特に、ニーズの把握については、全てのステークホルダー（利害関係者）を考慮することになっており、ステークホルダーの定義が重要になってくる。

また、スタッフの基準については、コンピテンシー基準がありそれを維持することを保証しなければならない。

#### 3-2 コンピテンシー基準の内容

DIS29990では、主なコンピテンシーについて以下のように記述されている。

『学習サービスプロバイダー（以下、「LSP」という）は、そのスタッフと協力者には学習サービスの過程を行うのに必要である中核業務があつて、これらの能力が維持されるようにせねばならない。LSPは能力が必要としたコアについて言及する職務記述書を提供しなければならない。』

とされており、DIS29990の附属書には、以下のコンピテンシー基準等が示されているが、我が国への適用は、今後の検討課題である。

DIS29990附属書D コンピテンシーモデル概要
<p>(1) パーソナルコンピテンシー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●リスニング及びコミュニケーションスキル</li> <li>●プレゼンテーションスキル</li> <li>●モチベーションスキル</li> </ul> <p>など計11項目。</p> <p>(2) テクニカルコンピテンシー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学習セオリーの理解</li> <li>●訓練方法論の理解</li> <li>●訓練支援教材の選択と使用</li> </ul> <p>など計11項目。</p> <p>(3) ビジネスコンピテンシー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●技術革新・新興テクノロジー</li> <li>●商業手腕（プランニング、予算編成）</li> </ul> <p>など計11項目。</p>



#### 第4節 ISO/TC232の適用範囲

適用範囲は、「非公式教育及び訓練」を対象としている。

DIS29990における定義では「非公式教育」は、『非公式教育は、制定及び認定された公式な初等、中等、高等教育システム以外の組織化された教育活動である。』とされており、日本では文部科学省所管の学校教育法に基づく学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）以外の組織化された教育活動ということになる。この定義からだけでは、我が国の公共職業訓練は適用範囲に含まれるか否かは不明であると考えられる。

DIS29990における「非公式教育」の定義
<p>【英語】 Non-formal education</p> <p>organized educational activity outside established recognized formal systems of elementary, secondary or higher education</p> <p>【和訳】 非公式教育は、</p> <p>制定及び認定された公式な初等、中等、高等教育システム以外の組織化された教育活動である。</p>

一方、DIS29990のビジネスプランでは、ユネスコの定義を使用、『公式教育：一般的に5～7歳から20～25歳の子供及び若者を対象とした段階的な全日制教育によって通常構成されている学校、大学（カレッジ及びユニバーシティ）、及びその他の公式教育機関において提供されている教育』は公式教育とされており、「その他の公式教育機関において提供されている教育」が「公共職業訓練」も含まれると考えれば、「非公式教育」に入らない、すなわち適用範囲外と解される。

このように適用範囲は、解釈の考え方によるが、民間教育機関がこの規格に準拠することを想定すると、公共職業訓練はそれ以上の質の保証を志向すべき立場にあると言える。

今回のISO/TC232ロンドン会議（2010年1月）においても、各国からコメントが提出されており、修正等が考えられる。最終的な規格発行での定義解釈を確認の上、対処方針について検討する必要があるであろう。

UNESCO（国際標準教育分類（ISCED）より）の「公式教育」の定義
<p>【英語】 Formal education (or initial education or regular school and university education)</p>

Education provided in the system of schools, colleges, universities and other formal educational institutions that normally constitutes a continuous 'ladder' of full-time education for children and young people, generally beginning at age five to seven and continuing up to 20 or 25 years old. In some countries, the upper parts of this 'ladder' are constituted by organized programmes of joint part-time employment and part-time participation in the regular school and university system: such programmes have come to be known as the 'dual system' or equivalent terms in these countries.

【和訳】・公式教育（または幼児教育、初期教育、正規教育、大学教育）

一般的に5～7歳から20～25歳の子供及び若者を対象とした段階的な全日制教育によって通常構成されている学校、大学（カレッジ及びユニバーシティ）、及びその他の公式教育機関において提供されている教育。

国によっては、この段階的教育制度の後期が、パートタイムで働きながら定時制で正規教育や大学課程で学ぶという組織化された共同プログラムによって構成されている。

このようなプログラムは、当該国では「デュアルシステム」またはその他の同義語の用語で知られている。

## 第5節 ISO適合性評価制度

### 5-1 適合性評価制度の概要

ISO9001を参考に、適合性評価制度の概要を見てみる。

ISOによる適合性評価制度は、製品、プロセス、システム、要員、組織が関係する要求事項を満たしていることを証明する一連の仕組みであるが、プロセス、すなわち品質管理マネジメントシステムを例にとって具体的にみると、組織（企業、工場等）の品質マネジメントシステムについて、ISO9001(=JIS Q 9001)への適合性を第三者として審査し登録する「審査登録機関」と、この審査を行う審査員の養成を行う「審査員研修機関」、及び審査員が必要な能力を保っているかを評価し、登録する「審査員評価登録機関」、並びにこれらの機関が適格であるかを審査し認定する「認定機関」の活動から成り立っている。

「認定機関」に係る要求事項はISO/IEC17011(=JIS Q 17001)「適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般的要求事項」(2004年発行)により定められるが、これを「認証する」さらに上位の機関は国内に存するものではなく、ISOにおける任意分野の相互認証制度、具体的には、国際認定フォーラム（IAF、52機関参加）、太平洋認定協力機構（PAC、24機関参加）に正会員として参加する機関が、各国トップの専門機関相互の評価の下で、上記要求事項を満たす、認定機関として相応しい機関として認知され、かつ、一国の認定機関下での適合性評価（認証）の効果が相互認証制度に参加する他国でも有効とする効果を生む仕組みとなっている。

我が国にあっては、「(財)日本適合性認定協会」(JAB)、「認証機関登録制度」(JASC：経済産業省製品認証業務室所管)、「(財)日本情報処理開発協会」(JIPDEC)の各機関が、上記国際フォーラムの両方または一方に加盟、認定機関の位置づけである。(ただし、JIPDECは情報セキュリティ分野に限定し認定。)

「審査登録機関」に係る要求事項はISO/IEC17021(=JIS Q 17001)「適合性評価—マネジメント審査及び認証を行う機関に対する一般的要求事項」(2006年発行)により定められる。我が国にあっては、(社)日本能率協会審査登録センター(JMAQA)、(財)日本規格協会審査登録事業部(JSA)等、計53機関が品質管理マネジメントシステムに係る「審査登録機関」として認定されている(有効期間3年間、認定範囲が指定)。

「審査登録機関」数の上限等の量的な規制が行われているものではなく、上記規格による登録要件（ISO審査員として登録された者の配置、監査体制の整備等）を満たし、JABへの所定の手続きにより、登録可能である。

「審査員評価機関」、「研修機関」についても概ね同様の仕組みである。

以上から、ISO/TC232においても、DIS29990の規格化が進み、国際規格として制定された場合、こうした既存の仕組みを参考に、その適合性を評価する仕組みの整備が必要となる。今後、議論となるであろうが、我が国として適合性評価制度をどのように構築し、「認定機関」、「認証機関」、「審査員評価機関」、「研修機関」をどのように整備して行くか具体的検討が必要であろう。

そこで、財団法人 日本適合性認定協会ホームページに公開されている認定・認証制度についての記述を紹介し、TC232における適合性評価の参考になればと考える。

出典：財団法人 日本適合性認定協会ホームページの認定・認証制度について

(<http://www.jab.or.jp/coa/index.html>)

## はじめに

組織(供給者)が生み出す製品やサービス(工程・システム)を、規格や基準(標準)に基づいて評価することを「適合性評価(Conformity Assessment)」と呼びます。その対象としては

- 製品の規格への適合性を評価する「**製品認証**」
- 溶接技能者や非破壊検査技能者などの人の技量に関する規格に対する適格性を評価する「**要員認証**」
- 組織(企業等)などの品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム規格への適合性を評価する「**マネジメントシステム審査登録**」
- 科学的な方法による「**試験・校正**」
- 簡単な装置あるいは五感による判断を含めた「**検査**」

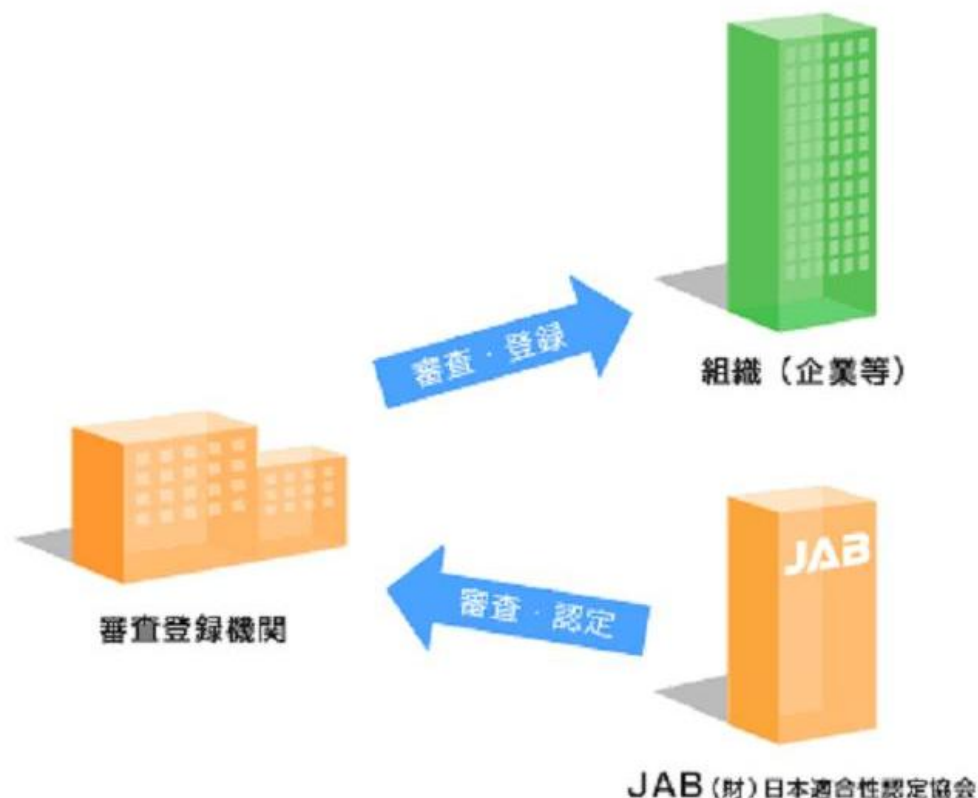
などがあります。

ここでいう「認証(Certification)」とは、製品、プロセス、サービスが特定の要求事項(基準・標準・規定)に適合していること、つまり“適合性”を第三者が文書で保証する手続きを指します。ISO9001やISO14001のようなシステム規格への適合性を保証する場合、システム以外の認証と区別するため、「審査登録(Registration)」という用語を使うこともあります。

さて、第三者(機関)が認証を行う際に、その第三者(機関)が行った適合性評価が不適合なものとならないように、中立的な立場で審査する必要があります。このように認証機関の能力を審査することを「認定(Accreditation)」と言います。

日本では審査登録機関が各組織(企業等)を審査・登録し、ISOの認証を与えています。その審査登録機関自体を審査・認定する機関が「(財)日本適合性認定協会(JAB)」です。JABが設立

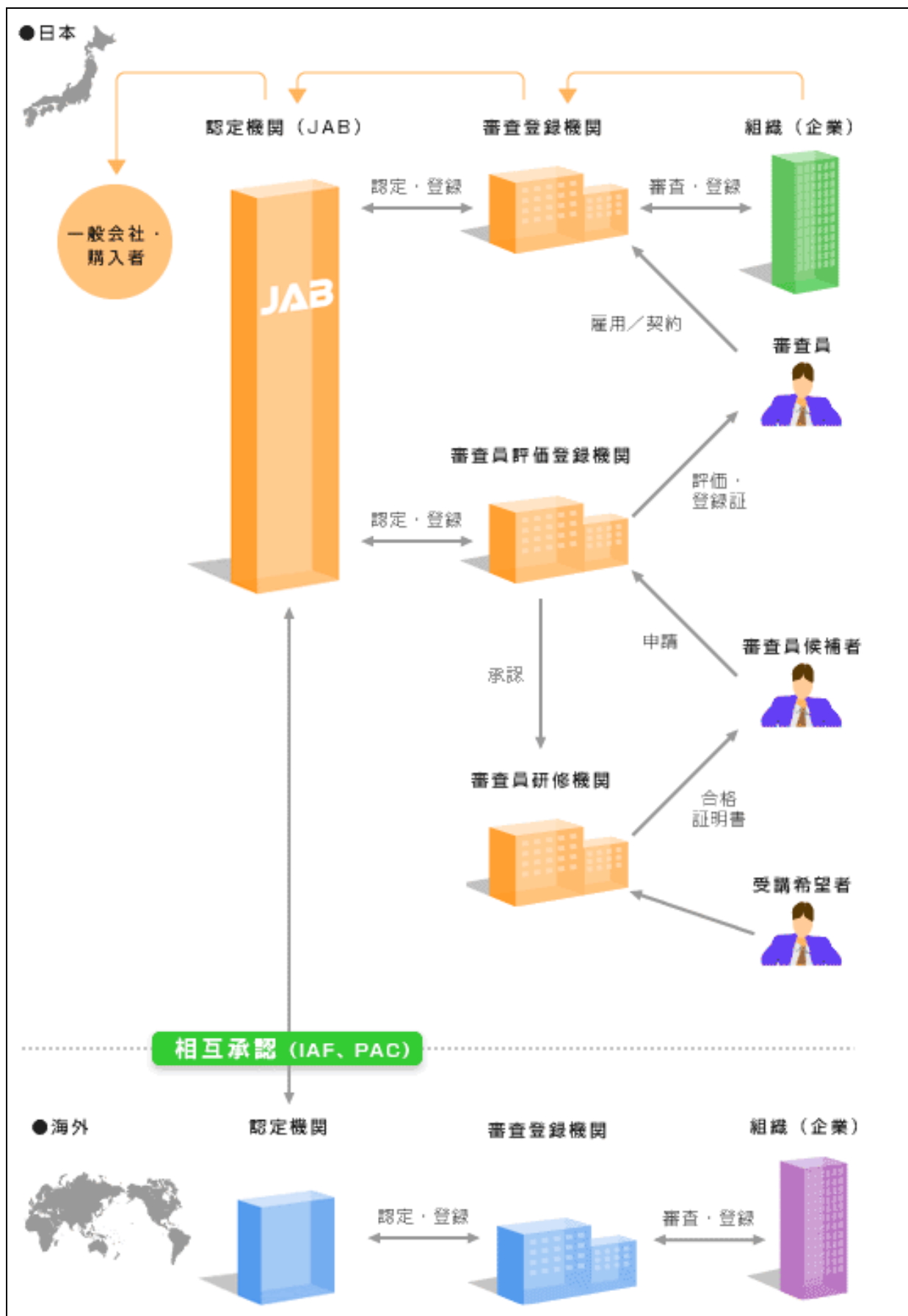
される前は、海外の認定機関に頼っていましたが、経団連等の産業界からの強い要望を受け、1993年に通商産業大臣と運輸大臣の許可を得て日本唯一の審査登録機関・審査員研修機関の認定機関となりました。



### マネジメントシステム審査登録制度と本協会の事業

製品やプロセスなどが特定の規格などの要求事項に適合していることを第三者が審査し、証明することを一般に“認証(certification)”といい、組織(企業、工場等)の品質又は環境のマネジメントシステムがそれぞれ ISO9000 シリーズ又は ISO14001 の要求事項に適合していることを審査登録機関が審査し、適合していればその供給者及び事業者を登録し、公表する制度をマネジメントシステム審査登録制度と呼んでいます。

品質・環境マネジメントシステム審査登録制度は大きく分けて次の4つの機能から成り立っています。



1. 組織(企業、工場等)などを審査・登録し公表する機能

審査登録を希望する組織(企業、工場等)などの規格への適合性を、審査登録機関が、登録されている審査員によって審査し、適合していれば登録し、公表する機能をいいます。

2. 審査登録機関を認定・登録し公表する機能

上記の審査登録機関が組織(企業、工場等)を審査・登録(通称「認証」)することについて、その能力、公平性、組織の安定性等の規格要求事項への適合を、本協会が審査し、認定・登録し、公表する機能をいいます。

3. 審査員評価登録機関を認定・登録し公表する機能

これは、審査員研修機関の研修コースで教育・訓練を受けた審査員候補者が一定の資格・要件を満たした時に、それを評価し、審査員として認められる人を登録し公表する審査員評価登録機関を、本協会が認定・登録し、公表する機能をいいます。

このマネジメントシステム審査登録制度は、民間における任意の制度です。本協会は上記の1.2.3.の機能を受け持っており、認定機関(Accreditation Body)と呼ばれています。

また、本協会では、創立に関わった産業界を始めとする多方面からの要請に基づき、本協会によって認定された審査登録機関から審査登録を受けた適合組織(企業等)の公表を行っています。ただし、審査登録機関の認定は、認定基準に適合している認定範囲\*ごとに行っており、従って適合組織の公表も認定された範囲で登録された組織(企業)のみを対象としています。

---

注\*

認定範囲とは、審査登録の対象となる経済活動分野を分類した範囲をいい、本協会ではもともと39の認定範囲を定めています。詳細は本協会発行「品質マネジメントシステム審査登録制度認定基準集」に収録されている「JAB R310-2004(改1)、審査登録機関の認定範囲分類(分野1~39)及び経済活動分類との対照表(参考資料)」をご参照下さい。

---

マネジメントシステム審査登録制度における認定及び登録の状況については、ウェブサイトですぐに公表しています。

## 製品認証

製品認証機関認定制度とは、製品認証機関が特定製品について製品規格への適合性を評価し認証をする能力を有しているかどうかを、認定機関が所定の基準に基づいて審査し、認定する制度です。

国際的には ISO/IEC ガイド 65(製品認証機関に対する一般要求事項)がその認定基準となっています。

本協会は、認定機関として認定の申請範囲内で製品認証機関を審査し認定します。具体的には、製品認証機関は、認証システムの名称、JAB P204 に記載の認証システムの類型、認証する製品の記述、認証に適用する規格/規則等及び JAB P205 に記載の認定範囲分類の中で認証を実施しようとする範囲を明示して認定を申請し、本協会はその申請に対して製品認証機関の能力及びシステムを審査し、認定します(図参照)。

### 製品認証機関認定制度と本協会の機能

